

船橋市身体障害者福祉ホーム「若葉」

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人千葉県福祉援護会（以下「法人」という。）が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第80条第1項の規定に基づく船橋市身体障害者福祉ホーム 若葉（以下「事業所」という。）において、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、業の円滑な運営管理を図るとともに、障害者（以下「利用者」という。）に対し居住空間を提供し、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な生活支援サービスの提供を確保することを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 事業所は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
 - 3 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 船橋市身体障害者福祉ホーム 若葉
- (2) 所在地 千葉県船橋市二和西5-7-17

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に次の職員をおくとともに、職務内容を、次のとおりとする。

- (1) 管理者（相談支援員） 1名
法人の理事長の命を受けて職員を指揮監督し、事業所の業務を総括する。
- (2) 相談介助員（管理人） 1名
管理者の命を受けて事業所の管理に関する業務及び利用者の生活及び自立に

関する相談・助言その他の必要な援助サービスを行う。

- 2 前項に定めるもののほか、船橋市と協議の上、必要に応じて非常勤職員を置くことができる。
- 3 事業所の組織は、別に定めるとおりとする。

(勤務体制の確保)

第5条 事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、毎月勤務表を作成する。

- 2 事業所は、事業所の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 事業所は、職員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 事業計画書に基づき実施

(福祉ホームの定員)

第6条 事業所の定員は、10名とする。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(利用者に提供するサービスの種類ごとの内容)

- 第7条 事業所が利用者に提供するサービスの内容は、自立した日常生活又は社会生活ができるよう居住の場を提供し、生活援助、家事援助、健康管理等の支援を行う。
- 2 事業所は、利用者に対して前項に規定するサービスを提供した際は、当該サービスを提供した日、内容その他必要な事項を、サービス提供の都度記録しなければならない。

(相談等)

第8条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととする。

(生活援助)

第9条 利用者に対し、常にその心身の状態に応じた規律ある快適な生活に親しませ、明るい環境のもとに生活させるものとする。

(家事援助)

- 第10条 利用者が病気等のため自室で療養している場合、食事の提供(配膳、下膳)、掃除、洗濯、ゴミの処理等日常生活に必要な家事援助を行うものとする。
- 2 上記以外の状況下において利用者より食事の提供の希望があった場合は、夕食に限り提供する。

(健康管理)

- 第11条 利用者に対し、年2回の健康診断を行い、その結果の記録を保存しなければならない。
- 2 利用者が発病したときは、直ちに医師に連絡し診療を受けさせなければならない。
- 3 利用者の負傷または病気の程度が医療機関に通院または入院を要するものと認められた場合には、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 第2項及び前項の場合については、利用者に代わって保護者等へ連絡することとする。
- 5 利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(衛生管理等)

- 第12条 事業所は、利用者の使用する施設、設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適切に行う。

2 事業所は、感染症対策に関する担当者を設置し、事業所内において感染症または食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置する。委員会は利用者の状況など、事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回開催するとともに、感染症が流行する時期においては必要に応じ随時開催する。

- 3 事業者は、利用者の身体、衣服、寝具等が常に清潔にされ、自室の掃除を行い、整理整頓の気風を保つように支援しなければならない。

4 事業所は、感染症が発生した際に事業を継続するための計画等を策定し、職員に対して年2回、研修・訓練を行うものとする。

(連絡調整に対する協力)

- 第13条 事業所は、福祉ホーム事業の利用について市町村または相談支援事業者が行う連絡調整にできる限り協力するものとする。

(利益供与等の禁止)

- 第14条 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等またはその従業者に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等またはその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(事業所が利用者に求めることができる金銭の支払いの範囲等)

- 第15条 事業所が利用者に対して金銭の支払いを求めることができるのは、当該金銭

の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払いを求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 事業所は、前項の規定により金銭の支払いを求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(利用料)

第16条 利用者が支払うべき利用料は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------|--------|-----------|
| (1) 利用料 | 単身者用居室 | 月額10,000円 |
| | 世帯用居室 | 月額20,000円 |

- 2 前項の費用については、当月分を翌月10日までに事業所に支払うものとする。
- 3 利用日数が1ヶ月に満たない場合は、第1項の費用を日割計算する。
- 4 事業所は、第1項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者へ交付する。

(その他の費用)

- 第17条 居室の光熱水費は自己負担とし、その支払いは船橋市にするものとする。
- 2 共益費の額は別紙に定めるとおりとし、その支払いは船橋市にするものとする。
 - 3 第10条第1項及び第2項に規定する食事の提供については有料サービスとし、その費用は別紙に定めるものとする。
 - 4 その他費用の徴収を必要とする場合、その都度船橋市と協議の上で決定するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第18条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者へ損害が生じた場合は、賠償するものとする。

(基本事項)

- 第19条 利用者は事業所の目的、方針、規約等の諸規則をよく理解し、お互いに助け合って快適な生活を営めるよう努めるものとする。

(外出・外泊)

- 第20条 利用者が外出または外泊をしようとする場合には、その都度届出書により、外出・外泊先、帰宅時刻等を職員に届けなければならない。

(長期不在)

第21条 利用者が長期不在をしようとする場合には、その都度届出書により管理者に届けなければならない。

(宿泊)

第22条 利用者が自室において家族等を宿泊させる場合には、管理者に事前に届けなければならない。

(造作及び模様替え等)

第23条 利用者は、自室の造作及び模様替え等を行う場合には、あらかじめ管理者に書面にて届け出なければならない。

(その他の遵守事項)

第24条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守るよう努めなければならない。

- (1) 事業所の備品を大切に使用すること。
- (2) 火気の取扱いに注意し、決められた場所以外での喫煙等はしないこと。

(非常災害対策)

第25条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員並びに利用者及びその家族に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な研修・訓練を行うものとする。

3 事業所は、地震その他の非常災害に備え、事業所の利用者のために、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 事業所は、非常災害に関する訓練にあたって、可能な限り地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(身体拘束の禁止)

第26条 事業所は、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等の適正化対応策に関する担当者を設置し、対策を検討するための委員会を開催する。また、職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施し、適正化に向けた措置を講じるものとする。

(虐待の防止)

第27条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な管理体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

2 事業所は、虐待防止に関する責任者を設置し、虐待を防止するための対策を検討する委員会を開催する。また、職員に対し、虐待防止に関する研修を実施し、虐待の事実を防止する措置を講じるものとする。

(秘密保持等)

第28条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、他の障害福祉サービス事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得ておく。

(苦情解決)

第29条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業所は、その提供したサービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 事業所は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 事業所は、利用者に対する福祉ホーム事業の提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに書面として記録するものとする。

2 事業所は、利用者に対する福祉ホーム事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第31条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、次に掲げる利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、サー

ビスを提供した日から5年間保存する。

- (1) 第7条第2項に規定するサービスの提供の記録
- (2) 第12条第1項に規定する健康診断の記録
- (3) 第26条第2項に規定する、やむを得ず身体拘束等を行った場合の記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第32条 この規程及び「船橋市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年船橋市条例第66号)に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者間の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は平成25年4月1日から施行する。
- 2 現行の「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉運営規程」(平成19年10月1日施行)は、平成25年3月31日をもって廃止する。

令和 3年 7月 1日 一部改正

令和 4年 4月 1日 一部改正